

議案第9号

令和2年度木古内町下水道事業特別会計予算

令和2年度木古内町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 325,455千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和 2年 3月 5日提出

北海道上磯郡木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		5,502
	1 負 担 金	5,502
2 使 用 料 及 び 手 数 料		31,310
	1 使 用 料	30,328
	2 手 数 料	982
3 国 庫 支 出 金		81,000
	1 国 庫 補 助 金	81,000
4 繰 入 金		108,140
	1 繰 入 金	108,140
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		2
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	1
7 町 債		99,500
	1 町 債	99,500
歳 入 合 計		325,455

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		58,347
	1 総 務 管 理 費	58,347
2 施 設 費		163,811
	1 施 設 整 備 費	163,811
3 公 債 費		103,247
	1 公 債 費	103,247
4 諸 支 出 金		50
	1 還 付 金	50
歳 出 合 計		325,455

第 2 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 債	99,500	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
計	99,500			

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の割合

(単位：千円、%)

款	歳入			
	本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比
1 分担金及び負担金	5,502	4,807	695	1.7
2 使用料及び手数料	31,310	30,586	724	9.6
3 国庫支出金	81,000	50,000	31,000	24.9
4 繰入金	108,140	106,936	1,204	33.2
5 繰越金	1	1	0	0.0
6 諸収入	2	2	0	0.0
7 町債	99,500	67,400	32,100	30.6
歳入合計	325,455	259,732	65,723	100.0

款	歳出			
	本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比
1 総務費	58,347	54,500	3,847	17.9
2 施設費	163,811	103,296	60,515	50.4
3 公債費	103,247	101,886	1,361	31.7
4 諸支出金	50	50	0	0.0
歳出合計	325,455	259,732	65,723	100.0